

別紙 用語の整理

○茅ヶ崎市市民活動推進条例（一部抜粋）

平成 16 年 12 月 20 日

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、市民活動を推進するための必要な環境を整備することにより、市民活動の活性化を図り、もって協働による活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

(3) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

茅ヶ崎市市民活動推進条例（逐条解説）

【解説】

(1) 市民活動

「市民活動」とは、市民の自主的な参加によって行われる活動であり、公益的な活動のほか、共益的、互助的な活動、個人の趣味的な活動をも含むものと考えられます。このことから、この条例における「市民活動」の範囲を明確にするために定義したものです。この条例でいう「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進を目指すものをいいます。

〔参考〕

「不特定かつ多数の者の利益」とは…「公益」と同義語で、受益者が特定されているものではなく、「社会全般の利益」を指すものです。(特定の個人、団体の利益や構成員相互の利益は除かれます。)

「営利を目的としない」とは…「非営利」と同義語で、活動によって得た利益を構成員に分配しないことです。(利益の分配をせずに、活動の person 費やその他の経費等に充てるための収益事業等を行うことは「非営利」に含まれます。)

(3) 事業者

「事業者」とは、営利を目的とした活動を行う者をいい、個人だけでなく法人も含まれます。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを認識し、市民活動の重要性を理解するとともに、市民活動の発展と推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の役割は、地域社会の一員として、市民活動の重要性を理解し、その発展と推進に協力するよう努めることです。これは、事業者本来の営利活動とは別に、地域の構成員としての立場から市民活動の重要性についての理解を求めるものであり、理解を得ることにより、自主的に様々な形での協力を期待するものです。

<参考>○茅ヶ崎市自治基本条例

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

協働のガイドライン（一部抜粋）

平成27年3月改訂 茅ヶ崎市

6 協働の実施形態

協働事業は、事業の目的や性格、期待する効果、協働する相手方の特性等によって、選択できる実施形態が変わるため、これらを検討し、委託、指定管理者、事業協力、実行委員会、共催等から適切なものを選択します。

(1) 委託（協働委託）

市民活動団体・事業者等に対して、事業を委託する協働形態です。（単に経費削減のみを目的とした業務請負型の委託事業については協働となるわけではありません。）

協働の実施形態としての委託では、受託者となる市民活動団体・事業者等の提案・企画を仕様書に取り入れ、事業の実施過程において協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに当該団体の特性を十分に生かす形で実施します。

(2) 指定管理者（市民活動団体や地域組織が指定管理者となっている場合）

地域集会施設や児童クラブなど、施設の設置目的を効果的に達成するために、地域住民が多く参加している市民活動団体や地域組織を指定管理者として施設の管理運営を委ねる協働形態です。（指定管理者制度を導入する全ての施設が協働となるわけではありません。）

協働の位置付けとして行う指定管理者の募集では、協働による施設運営が必要な理由を明確にするとともに、施設の設置目的を効果的に達成するための公募基準を設け、適切な団体を選定することとなります。

(3) 事業協力

実行委員会や共催以外の形態で、市民活動団体・事業者等と市との間で、経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくものです。それぞれの特性を生かす役割分担を取り決めた協定書等により、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

※アダプト・プログラム（里親制度）

道路、河川、公園などを、地域に密着した団体が「里親」のように管理するアダプト・プログラムも事業協力に含むものとします。アダプト・プログラムによる事業では、市は必要に応じて、物品の貸与、損害保険の負担、活動の広報等を行います。地域住民自らが取り組むことにより、地域のことは地域が行う、という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果も期待できます。

(4) 実行委員会（実施主体となる組織を新たに形成）

市民活動団体・事業者等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う協働形態です。企画段階から十分に協議し、経費負担や役割分担を明確にし、それぞれの専門性を生かすことで、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

(5) 共催（実施主体となる組織は複数）

市民活動団体・事業者等と市が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。共催することで、自由な発想や団体の持つネットワークを生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

(6) 補助

市民活動団体・事業者等が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業を支援、育成するために、補助金を交付する協働形態です。

(7) 後援

市民活動団体・事業者等が主催する事業に対して、その趣旨に賛同し、開催を援助する形態です。人的・金銭的な支援は伴いませんが、後援により社会的信頼を得られることで、効果的な事業展開につなげることができます。